目次を次のように改める。

目次

第一章　内部部局
第一節　特別な職の設置等（第一条）
第二節　課の設置等
第一款　長官官房（第二条―第七条）
第二款　原子力規制部（第八条―第十条）
第三款　放射線防護対策部（第十一条―第十五条）
第三節　課の内部組織等
第一款　長官官房（第十六条―第十九条）
第二款　原子力規制部（第二十条―第二十一条）
第三款　放射線防護対策部（第二十二条―第二十五条）
第二章　施設等機関（第二十六条―第三十二条）
第三章　雑則（第三十三条）
附則

「第一章　特別な職の設置等」を「第一章　内部部局」に改める。

第一条の前に次の節名を付する。

第一節　特別な職の設置等

第一条第一項中「原子力規制庁」を「長官官房」に改め、「緊急事態対策監一人」の下に「、技術総括審議官一人」を加え、「原子力地域安全総括官」を「原子力安全技術総括官」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条に次の三項を加える。

3　技術総括審議官は、命を受けて、原子力規制委員会（以下「委員会」という。）の所掌事務に関する技術に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

4　審議官は、命を受けて、委員会の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

5　原子力安全技術総括官は、命を受けて、委員会の所掌事務に関する技術に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。

「第二章　課の設置等」を削る。

第一条の次に次の節名を付する。

第二節　課の設置等

第二条の前に次の款名を付する。

第一款　長官官房

第二条を次のように改める。

（長官官房に置く課等）

第二条　長官官房に、次の三課並びに参事官二人及び安全技術管理官四人を置く。

総務課

国際課

技術基盤課

第三条を次のように改める。

（総務課の所掌事務）

第三条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　委員長の官印及び委員会印の保管に関すること。

二　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

三　法令案その他の公文書類の審査及び進達に関すること。

四　委員会の保有する情報の公開に関すること。

五　委員会の保有する個人情報の保護に関すること。

六　委員会の所掌事務に関する総合調整に関すること。

七　委員会の機構及び定員に関すること。

八　国会との連絡に関すること。

九　委員会の行政の考査に関すること。

十　委員会の所掌事務に関する政策の評価に関すること。

十一　委員会の所掌事務の処理状況の国会に対する報告及びその概要の公表に関すること。

十二　委員会の情報システムの整備及び管理に関すること。

十三　広報に関すること。

十四　原子力利用における安全の確保に関すること。

十五　委員会の会議の庶務に関すること。

十六　官報掲載に関すること。

十七　委員会の所掌事務に関する法令案の作成、法令の適用並びに不服申立て及び訴訟に関する事務の総括に関すること。

十八　委員会の所掌事務に係る地方公共団体との連絡に関する事務の総括に関すること。

十九　前各号に掲げるもののほか、原子力規制庁の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

第四条を削る。

第五条第一号中「所掌事務に関する」を「所掌事務に係る」に改め、「その他の国際的な枠組み」を削り、同条第二号中「委員会」を「前号に掲げるもののほか、委員会」に改め、同条を第四条とする。

第六条を次のように改める。

（技術基盤課の所掌事務）

第六条　技術基盤課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制その他これらに関する安全の確保に関する事務のうち技術に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二　核原料物質及び核燃料物質の使用に関する規制その他これらに関する安全の確保に関する事務のうち技術に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

三　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「規制法」という。）の施行に関する基準の策定に関すること。

第六条を第五条とする。

第十八条中「原子力規制庁長官」を「原子力規制庁長官が定め、センターにあっては所長」に改め、同条を第三十三条とする。

「第四章　雑則」を削る。

第十七条を削る。

第十六条を第二十四条とし、同条の次に次の一条及び一章を加える。

（防災システム専門官及び防災訓練推進官）

第二十五条　放射線防護対策部に、防災システム専門官一人及び防災訓練推進官一人を置く。

2　防災システム専門官は、命を受けて、原子力防災業務管理官のつかさどる職務のうち防災システムに係る専門的事項に関するものを助ける。

3　防災訓練推進官は、命を受けて、原子力防災業務管理官のつかさどる職務のうち原子力事業者、地方公共団体及び国が実施する防災訓練の企画及び立案に係る技術的助言に関するものを助ける。